

第207回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和7年6月17日(火)
午前10時00分～10時30分
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第207回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和7年6月17日(火) 午前10時00分～10時30分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 小磯 正康、小林 享、津久井 晴美、今泉 芳雄、馬場 早苗、
内田 満夫、岩崎 福久(代理 江波戸孝明)、安東 隆
(代理 滝沢将史)、入内島 道隆、金沢 充隆、牛木 義、
今井 俊哉
- 4 欠席委員 石関 正典、熊川 栄、根岸 赴夫
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 小島課長、勝見次長、下山次長
- 6 議案

第1号議案 太田都市計画道路の変更(3・5・24号大泉尾島線ほか4路線の
変更)について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第207回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝小島課長)

お待たせいたしました。

ただいまから第207回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

本日現在ご出席をお願いしました委員の皆様は15名でございますが、現在の時点で12名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、今回が成立していることをご報告申し上げます。

なお今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って説明させていただきたいと思います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。小磯会長、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

それでは議事に従って進めて参りたいと思います。

議事に先立ちまして、議事録署名人を2名指名させていただきます。

今回は今泉委員と馬場委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

なお、議案の説明の方は事務局からいたしますので、ご了承願います。

続きまして本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いします。

これについて事務局から説明をお願いします。

(勝見次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(小磯会長)

ただ今のご説明のとおり、本日の議案につきましては公開にするとの提案でございます。

審議を公開することについて、ご異議等はございますか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議がないということですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開いたしまして、傍聴を認めることといたします。

それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

(報道関係者 1 名入場)

(小磯会長)

それでは事務局から、本日の傍聴者についてご報告をお願いいたします。

(勝見次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者は 0 名、報道関係者が 1 名です。

(小磯会長)

傍聴者の方には、事務局の方からお配りしている傍聴要領を読んで、これを遵守してくださるようお願いいたします。万一、傍聴要領に反する行為がございました場合は、退場していただくことがございます。

それでは、報道関係の方につきましては、ただいまより写真撮影など許可いたします。

それでは写真撮影などは終了してください。

ただ今から議案の審議を行います。

第 1 号議案「太田都市計画道路の変更（3・5・24 号大泉尾島線ほか 4 路線の変更）について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(下山次長)

それでは、第 1 号議案「太田都市計画道路の変更 3・5・24 号大泉尾島線ほか 4 路線の変更について」ご説明いたします。

太田市都市計画道路については、令和 2 年に太田市が都市計画道路の未整備区間を対象に必要性及び実現性の検証を行い、都市計画道路の見直し案を作成しております。

本議案の主な変更内容は、この見直し案に基づき太田市が手続きを行う市決定分の都市計画道路 4 路線の廃止に伴い、廃止路線に接続する県決定路線について、道路形状を変更するものです。また、今回の変更にあわせて車線数を決定しております。これは、平成 10 年度の都市計画法施行令の一部改正によるもので、都市計画道路の車線数を都市計画で定めることとなったためです。

それでは、お手元の議案書とあわせて、添付図面の図－1（総括図）又はスクリーンを御覧下さい。

図－1 の総括図は、今回の変更路線を含む太田都市計画区域の南半分を中心にお示ししております。上を北向きにして、紫色の線が国道 17 号及び国道 354 号を示しております。その他、変更区間を赤色、変更しない区間を青色、廃止する区間を山吹色で示しております。山吹色の廃止区間は全て太田市が廃止する区間であり、県は赤色の部分の変更となります。

はじめに、5 路線の概要をご説明します。

まず、図面中央を東西に横断している路線①は 3・5・24 号大泉尾島線です。こちらは、太田市南部を東西に結ぶ、延長約 14,630 メートル、基本幅員 15 メートルの都市

計画道路です。

次に、図面左側を南北に縦断している路線②は3・4・47号大間々尾島線です。こちらは、国道354号から東武伊勢崎線世良田駅付近を經由し、埼玉県方面を結ぶ南北軸であり、延長約2,850メートル、基本幅員16メートルの都市計画道路です。

次に、図面中央に南北に2本縦断している路線の内、左側が路線③の3・4・32号木崎尾島線です。こちらは、延長約2,860メートル、基本幅員16メートルの都市計画道路です。

木崎尾島線の右側が路線④の3・4・62号下田島尾島線です。こちらは、延長約1,880メートル、基本幅員16メートル、車線の本数は2車線の都市計画道路です。

最後に、図面右側、スバル大泉工場の北東沿いを斜めに走る路線⑤は3・3・19号内ヶ島上小泉線です。こちらは、太田市と大泉町とを結ぶ、延長約2,630メートル、基本幅員25メートルの都市計画道路です。

今回ご審議いただく路線は以上の5路線です。

添付図面の図-2を御覧ください。はじめに、路線①大泉尾島線についてご説明します。こちらは、市決定の3・5・55号歴史公園南北線の一部区間の廃止に伴い、交差点形状でなくなることから交差部の道路形状を変更するものです。具体的には、大泉尾島線で不要となった右折車線分をなくし、幅員を前後の幅員と同じ16mに変更します。

続きまして、路線②大間々尾島線についてです。こちらも市決定の3・5・54号新町徳川線の一部区間の廃止に伴い、交差点形状でなくなることから、交差部の道路形状の変更をするものです。大泉尾島線と同様に不要となった右折車線分をなくし、幅員を前後の幅員と同じ16mに変更します。

添付図面の図-3を御覧ください。図-3は、路線①大泉尾島線の2カ所目の道路形状の変更です。こちらも市決定の3・4・31号尾島環状線の一部区間の廃止に伴い、交差点形状でなくなることから交差部の道路形状の変更をするものです。前2路線と同じく、不要になった右折車線分をなくし、幅員を前後の幅員と同じ16mに変更します。

次に図-4についてですが、市決定分の廃止に伴う変更とは異なるため、最後にご説明いたします。添付図面が前後し申し訳ございませんが、ご了承ください。

図-5は、路線③木崎尾島線についてです。こちらは、先ほどご説明した市決定の3・4・31号尾島環状線の一部区間の廃止に伴い、交差点形状でなくなることから交差部の道路形状の変更をするものです。前2路線と同じく、不要になった右折車線分をなくし、幅員を前後の幅員と同じ16mに変更します。

添付図面の図-6の南北に縦断している路線④は下田島尾島線で、東西に横断している路線①は大泉尾島線です。こちらも市決定の3・4・31号尾島環状線の一部区間の廃止に伴い、交差点形状でなくなることから交差部の道路形状の変更をするものです。

図-7は、路線⑤内ヶ島上小泉線についてです。こちらも市決定の3・3・13号竜舞中央線の廃止に伴い、交差点形状でなくなることから、交差部の道路形状の変更をするものです。

添付図面の図-4に戻りましてご説明いたします。図-4は、路線②大間々尾島線の道路形状の変更についてです。こちらは、終点付近の区間において、既に赤色の路線で整備・供用されていることから、当該区間を現道に合わせて道路形状を変更するものです。

最後に、図－8、都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。その後、令和7年4月18日から5月2日までの間、都市計画法第17条の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、太田市からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。慎重ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第1号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、よろしくお願いいたします。

(小林委員)

太田市のように戦災に遭った都市は、戦災復興計画の指定を受けている都市特有の課題があり、ベースになっている戦災復興計画の将来の見通しのもとに、道路が計画されているが、その見通しどおりにならず、破綻を来している計画もある。

今回の議案についても、例えばどういう段階で都市計画道路の位置付けがなされて、どういう段階で市の都市計画審議会の方で廃止が決定されたのか、それを受けて県の都市計画道路の変更があり、この道路の幅員の変更が決定されたという説明がほしい。

そのような事実関係をきちんと整理し、事実確認をして、その記録を残しておく、今後、戦災復興計画を経た都市の参考になるのではないかと思います。

事務局で把握している範囲で、この黄色で示されている廃止の経緯をご説明いただきたい。

(下山次長)

冒頭ご説明したとおり、令和2年に太田市が、太田都市計画区域内の都市計画道路の見直しを行っております。理由は、委員からもご指摘ありましたとおり、今回廃止する路線が昭和61年、62年ぐらいに決定した路線で、40年以上前に決定したものとなっております。

その後、人口減少時代に入り、少子高齢化の進行も踏まえて、太田市が平成29年度から令和2年度にかけて未整備区間を対象に、当初の必要性や位置づけが変わっているか否か、当初求められた機能がどうなったか、代替があるか、交通渋滞に影響が出るか、などの検証を行いました。その結果、代替路線が別の事業等で整備されたという結論から、廃止決定案を作成し、パブリックコメントの実施等公開を行うなどの諸手続を経て、付議に至ったところです。

なお、今回の市決定分につきましては、県決定と同時に手続を進めておりまして、法に定める公聴会や縦覧を行った上で、5月28日に太田市の都市計画審議会に付議しまして、異存なしという答申がされております。その手続を踏まえ、県決定の方もあわせて今回上程させていただいたものでございます。

(今井委員)

今回の対象路線、大泉尾島線、木崎尾島線、下田島尾島線、大間々尾島線のあたりは、旧新田郡の場所であるが、太田市全体では産業のボリュームに対して道路が足りていない。特にこの旧太田市の街中では、朝晩を中心に慢性的な渋滞に悩まされており、スバルの工場の周辺は、ラッシュ時の渋滞がひどく、全く道路が産業のボリュームに見合っていない感じを受ける。

一方、旧尾島町や旧新田町のあたりは、特に西側のエリアは、事務局の説明にあった人口減少が見られるところと思う。

今回の廃止に関しては、市で検討したとおりに思うが、県内でも大変な産業の集積地になっており、市全体とすると、産業がボリュームに追いついていない状況がずっと続いているということを考慮いただけるとありがたい。

(小磯会長)

ご意見ということで承りました。

ほかにご意見等がないようでしたら、本議案につきましては、原案のとおり決定するというので、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

それでは、本日の審議は終了いたします。

報道関係者の方は、事務局の指示に従って退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

(小磯会長)

それでは次第の3 その他ですけれど、事務局から何かございますか。

(下山次長)

報告事項が2点ほどございます。

1つ目ですが、都市計画区域マスタープランの見直しについて報告いたします。

前回3月の都市計画審議会では、原案をお示した都市計画区域マスタープランのパブリックコメントの結果についてご報告いたします。スクリーンの資料をご覧ください。

去る3月1日から30日までの30日間、パブリックコメントを実施した結果、太田市在住の1名より5件の意見を頂きました。

ご意見の要旨は、

- ①都市のコンパクト化を進めることに対する懸念について
- ②まちのまとまりに係る用途地域指定の判断基準について
- ③太田市の観光資源PRの必要性について

④桐生市の人口減少に対する懸念について

⑤藪塚都市計画区域の開発について

の5件のご意見を頂きました、

①については、所謂「コンパクト」に対する誤解のご意見のため、県の方針は一極集中でないことを説明。

②については、用途地域の指定基準を示すべきとのご意見ですが、基準について市町村と共有している事を説明。

③については(区域マスタープランに書くべきではない)細かい意見のため、大局的な方針について説明。

④については、桐生市の人口減対策についてのご意見ですが、市のマスタープランも踏まえた大局的な県の方針について説明。

⑤については、太田と藪塚の区域統合は不要、藪塚インターチェンジ周辺の工業開発が必要とのご意見ですが、藪塚インターチェンジ周辺の拠点化のためにも無秩序な開発とならないよう区域統合が必要という、県の方針を説明。

なお、これら県の方針については区域マスタープランの中に示されております。

いずれも原案の変更が必要となるご意見ではありませんでしたので、県の考え方を示した上で、原案の修正は行わないこととしました。また、今回の回答につきましては群馬県ホームページ上の県民意見提出制度実施状況にて公開しています。

今後につきましては、都市計画法17条に基づく案の縦覧を実施し、次回10月頃の都市計画審議会にて諮問を予定しています。

1つ目の説明は以上となります。

続きまして、第9回定期見直しに係る区域区分の変更について、次回の審議会にて諮問を予定していますが、議決の方法について報告させていただきます。

第9回定期見直しに係る区域区分の変更にあたっては、都市計画基礎調査の成果に基づき将来人口(所謂人口フレーム)の変更と合わせて、市街化区域編入を行っています。今回の見直しでは、線引き8区域全てで人口フレームを見直し、うち6区域では合わせて市街化区域編入を予定しております。

今回の定期見直しで市街化編入予定の6区域18地区の概ねの位置と、各々の地区の地区名や用途(工業系)、面積等の表をお示ししております。

6区域とも計画書における変更理由は左上にお示ししたとおり、基本的には共通の内容となり、人口フレームの変更と、編入理由として、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(新市街地)、既に市街地を形成している区域(既成市街地)を編入する事としています。

前橋都市計画区域の区域区分の計画書を参考に写しております。

2の人口フレームについては、群馬県は広域都市計画圏単位で設定しているため、前橋・高崎・藤岡・玉村の属する県央広域都市計画圏と、太田・桐生の属する東毛広域都市計画圏内では同じ人口フレームを使用します。

そこで、審議を円滑に進めるため、御説明は広域都市計画圏単位で、代表区域の計画書を用いて人口フレームと変更理由を一括で御説明し、具体的な個別地区の内容について計画図等で御説明させていただく予定です。

また、議決についても広域都市計画圏ごととさせていただければと思います。
説明は以上となります。

(小磯会長)

ただいまのご説明、マスタープランの見直しと、見直しにかかる議決の方法についてで
ございますけども、何か今のご説明で、ご意見等ございますか。

それでは報告ということですので、ご了承いただきたいと思います。

他に何かございますか。

(小島課長)

事務局から報告いたします。

次回、第208回の審議会の開催についてですが、第3回前期定例県議会後の令和7年
10月中旬頃の開催を予定しております。具体的には、会長にご相談のうえ期日を決定さ
せていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(小磯会長)

次回の期日につきまして、今ご説明がございました。

そのようなことで扱わせていただくということよろしいでしょうか。

(特になし)

(小磯会長)

特にご異議がございませんので、そのようにしたいと存じます。

最後に、何か、委員の皆様から、お話しはございませんか。

それでは特にないようですので、本日は以上をもちまして終了させていただきます。

委員の皆さん本当に熱心にご議論いただきましてありがとうございます。

以上で閉会いたします。どうもありがとうございました。

(閉会 10:30)